

## ●キャリア権推進ネットが記念講演 田中厚労審「キャリア権が 拓く労働政策の未来」語る

認定NPO法人キャリア権推進ネットワーク（諏訪康雄理事長）は第12回総会（令和6年6月。本誌第2175号（7月21日付）「NEWS」掲載）において、田中誠二厚生労働審議官による記念講演「キャリア権が拓く労働政策の未来」を同時開催した。

田中氏は冒頭、「私の個人的見解にわたる部分が相当程度含まれます。組織としての厚生労働省の見解でない部分が多々あることを、あらかじめご承知置きくださいますようお願いいたします」と述べた上で、①〈労働市場改革（三位一体（リスクリング、職務給、労働移動）の労働市場改革、育成就労制度の創設（技能実習制度の見直し）など）、②〈働き方改革（時間外労働の上限規制、同一労働同一賃金の推進、育児・介護休業法の改正など）、③〈セーフティネット強化（雇用保険法の改正、フリーランス・事業者間取引適正化等法の制定など）——などの現在から近い将来にわたる労働政策を解説。「キャリア政策」については、その源流（平成13年の頃。雇用対策法・職業能力開発促進法の改正など）から解説し、「キャリア権を実現するための政策の体系」を語った。そして、

私は、「キャリア」という言葉に、人がその一生をかけて社会という大地に描いてゆく轍（わだち）＝足跡（そくせき）というイメージを重ねています。その大地には一人の足跡だけではなく、先人・先達や同じ時代を生きる人々の足跡が幾重にも重なり合い、それぞれの未来に向かう延長線も含めて、複雑な模様を浮かび上がらせていま

す。すなわち、「キャリア」とは、過去～現在～未来を通じた個々人の人生や仕事の有り様であり、時間軸に沿ってその形を変えながらも時間を越えたまとまりのある、自然人としての、あるいは職業人としての「人格」を意味するものと考えています（過去の自分、現在の自分、未来の自分が統合された自分とも言えます）。

「キャリア形成」とは、まさに、こうした意味での「（職業）人格」の形成であり、「キャリア権」とは、個人がその一生をかけて主体的・能動的にキャリア形成に取り組む自由（キャリア形成権）を中核としつつ、形成された（あるいは今後形成されるであろう）各個人のキャリアが、当該キャリアと自分以外の人々のキャリアとの複雑な関係性（キャリア的視点からの人間関係）の下で、その関係性自体の価値をも含めて、最大限に尊重される、望ましい「法的環境」を意味すると思っています。

と「キャリア」、「キャリア形成」関係の行政に携わった自身と「キャリア権」との関わりや労働政策の未来について語った。

講演後には、同NPOの菊池桃子理事からの「マクロの視点で考える機会になりました。人口減少社会の中で心掛けておくことは、どのようなことがあるのでしょうか？」との質問に、田中氏は「現実をしっかりと見ながら、しっかりした改革を今から行わなければなりません」と回答していた。

総会后、諏訪理事長は、「理念としてのキャリア権は、憲法や世界人権宣言などに、それを基礎づける条文が存在してきましたが、これを現実に具体化するには、多くの法令や行政施策が不可欠です。それをめぐる実践体験と思索がよく理解できる講演でした」と述べていた。